書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第２９９号
宮崎県えびの市大字原田3011番地
破産者　有限会社亀澤建設
異議申述期間　平成23年５月16日まで
平成23年３月15日　宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１０６号
宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折1846番地
破産者　田村　祐司
異議申述期間　平成23年５月16日まで
平成23年３月15日　宮崎地方裁判所延岡支部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第５３号
名古屋市東区徳川２丁目11番６号
清算株式会社　株式会社ミューマ
代表清算人　鵜飼　眞弓
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（ヒ）第５４号
名古屋市東区豊前町２丁目９番地
清算株式会社　株式会社エムシースタジオ
代表清算人　鵜飼　眞弓
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２０７４号
東京都文京区本郷２丁目３番９号
清算株式会社　マクロテック株式会社
１　決定年月日　平成23年３月10日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２３年（ヒ）第２号
名古屋市西区牛島町６番１号
清算株式会社　株式会社楽
代表清算人　阿知波吉仁
１　決定年月日　平成23年３月14日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　協定債権の弁済
清算株式会社　株式会社楽（以下「清算会社」という。）は、別紙債権者一覧表記載の各協定債権者に対し、本協定確定日に清算会社が有している現預金総額を弁済原資として、本協定確定日から１か月以内に、各協定債権の金額に応じて按分した額の金員を支払う。ただし、１円未満の端数は四捨五入する。
２　残債権の放棄
各協定債権者は、清算会社に対し、清算会社から前項の金員の弁済を受けたときは、協定債権から第１項の弁済額を控除した残金（利息・損害金を含む。）につき、その債権を放棄する。
３　弁済の場所・方法
本協定に基づく弁済は、協定債権者が指定する口座宛に、振込送金する方法で行う。ただし、振込手数料は清算会社の負担とする。
４　追加弁済
清算会社は、第１項の弁済後、清算会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権額の残額の割合に応じて支払う。この場合においては、各協定債権者が第２項の協定により行った残債務の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
名古屋地方裁判所民事第２部

監 督 命 令

平成２３年（再）第２号
北海道浦河郡浦河町荻伏町492番地の１
再生債務者　ファーマーズジャパン株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　札幌市中央区南１条西11丁目　コンチネンタルビル６階　弁護士法人神戸法律事務所　弁護士　神戸　俊昭
平成23年３月10日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再）第２０号
埼玉県越谷市宮本町４丁目81番地１
再生債務者　株式会社ＳｅｅｄＨｏｍｅ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区霞が関３丁目２番５号　霞が関ビル４階　隼あすか法律事務所　弁護士　山﨑雄一郎
平成23年３月10日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令取消

平成２１年（再）第２１６号
群馬県沼田市白沢町上古語父2440番地
再生債務者　白沢高原開発株式会社
主文　平成21年９月３日にした監督命令を取り消す。
平成23年３月10日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２３年（再）第１７号
神奈川県大和市桜森２丁目16番28号
再生債務者　株式会社キーファー・テック
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後５時10分
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月12日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年５月17日から平成23年５月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２１年（再）第２１６号
群馬県沼田市白沢町上古語父2440番地
再生債務者　白沢高原開発株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
平成23年３月10日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第１５号
栃木県宇都宮市西川田町1067番地６
再生債務者　佐藤　安幸
１　決定年月日時　平成23年３月９日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月30日まで
４　一般異議申述期間　平成23年４月13日から平成23年４月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２３年（再イ）第１９号
栃木県塩谷郡高根沢町大字上高根沢3983番地27
再生債務者　大峰　孝英
１　決定年月日時　平成23年３月10日午後０時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月31日まで
４　一般異議申述期間　平成23年４月14日から平成23年４月22日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２３年（再イ）第２０号
埼玉県川越市霞ケ関東１丁目10番地16　ハイツ古川305号室
再生債務者　山口　　裕
１　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月１日まで
４　一般異議申述期間　平成23年４月15日から平成23年４月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再イ）第２８号
埼玉県川越市大字砂904番地２　ドリームハイツ202号室
再生債務者　石井　大輔
１　決定年月日時　平成23年３月11日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年４月１日まで
４　一般異議申述期間　平成23年４月15日から平成23年４月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部